主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件各控訴の趣意は、検察官が提出した千葉地方検察庁検察官検事押谷靱雄名義の控訴趣意書、弁護人渡辺真次、同本木陸夫、同四宮啓連名の控訴趣意書および被告人名義の控訴趣意補充書にそれぞれ記載されているとおりであり、弁護人らの控訴趣意に対する答弁は、検察官検事古屋亀鶴名義の答弁書に記載されているとおりであるから、これらを引用する。

弁護人らの控訴趣意第二点の一および被告人の控訴趣意(事実誤認の主張)について

所論は、要するに、被告人は、昭和五三年三月二五日突然本件闘争に参加するよう指名されたうえ、同日午後六時ころ、A団結小屋の女部屋において、本件闘争を実行指揮者であるBから翌二六日三部隊による闘争の一環としてC空港の管理棟を襲撃する旨の指示、説明を受けてこれに同意したものの、当時の警備状況かららて、二十数名の仲間とともに火炎びんや鉄パイプをもつて空港の心臓部ともいるを管制塔へ侵入することなどおよそ不可能であると認識したの実現を認容していたのであるが、本件犯行に至る途中、逮捕者が出たため、当初の計画を行いての事前共謀は完全に消滅していたのであるが、被告人らの予想に反し、あって、表記できたのは、偶然の連続と警備上の重大ミスが重つたことによるものではないのに、これを肯定した原判決に表現できたのは、偶然の連続と警備上の重大ミスが重ったことによるものではないのに、これを肯定した原判決によるもの。

そこで、検討するに、関係各証拠によれば、次の事実を認めることができ、これに反する原審および当審における被告人の供述、原審における相被告人Dの供述ならびに原審証人Fに対する尋問調書中同証人の供述記載部分は、他の関係各証拠に照らし、いずれも措信することができない。すなわち、 一 被告人は、昭和五〇年二月ころ、Gの下部組織であるH青年同盟に加入し、

一 被告人は、昭和五〇年二月ころ、Gの下部組織である日青年同盟に加入し、昭和五一年一〇月ころ I 集会に出席して以来、十数回に亘り、J空港建設反対闘争に参加していた者である。ところで、昭和五二年一一月二八日付運輸省告示第六〇八号をもつて新空港の供用開始期日(開港)を昭和五三年三月三〇日と定められたが、Gでは、これを許すと、一三年間にも亘つて続けて来た闘争が無に帰してしまうとして何んとしてでも同日の開港を阻止すべく、同月二六日から同年四月二日までの間、連続して開港阻止闘争を実施する計画を組み、その旨同派の機関紙「K」に掲載して新空港の包囲、突入、占拠を呼び掛けていたところ、これを知つた被告人は、右闘争に参加しようと考え、同志五、六名とともに同月二四日の深夜 A 団結小屋に赴き、同夜は同所に宿泊した。

る。」などと本件一連の犯行計画を打ち明けて、その具体的な実行方法を説明した。これを聞いた被告人は、犯行計画が予想外に綿密で規模も大きく、任務の重大性を痛感する一方、果して成功するか否か疑問を抱いたが、成功すれば三月三日の開港を確実に阻止できるであろうし、仮に成功しなくとも管制塔への進撃はて、なりに意義があるものと考え、右闘争に参加することを決意した。このようにして、その場に居合わせた全員の賛同を得て、本件犯行の謀議が成立した。そして、引き続きグループ編成を行ない、右参加者を下水溝から出て直ちに管制塔へ突撃も高端をプループ、機動隊に阻止された場合、第一グループを援護しながら自らながる第一グループ、あくまでも機動隊の阻止に当り、その抵抗がなかた場合はじめて管制塔へ突入する第三グループに分けられたが、被告人は第三グループに編入された。

三 その後、被告人らは、同日午後八時ころ、予め用意されていた火炎びん二〇本(ナツプザツク入りのもの)、バール三本、鉄パイプ約一〇本、ハンマー二本、ガスカツターおよびポリタンク(ガソリン入りのもの)等を手分けして携え、Bの指揮に従い、マイクロバスで千葉県山武郡 b 町 a 所在の c 一方に赴き、同所で被告人らと目的を同じくして本件犯行に加担すべく、火炎びん八本、鉄パイプ四本を携行して集つたM(以下単に「M」という。)所属の三名、N(以下単に「N」という。)所属の四名と合流し、総勢約二〇名になつた。そこで、Bは、「Nの四名と合流し、総勢約二〇名になった。そこで、Bは、方の庭先で、MおよびN所属の右七名に対し、新空港における各種施設の配置を記載したの、MおよびN所属の右七名に対し、新空港における各種施設の配置を記載した図面を示しながら、管制塔や空港署の位置を説明した後、小声で「明日全員で空港に突入して管制塔を占拠し、管制塔の機械を破壊して開港を阻止する。今夜は下水溝に入つて一泊し、次の日空港に突入する。

に入つて一泊し、次の日空港に突入する。 管制塔近くのマンホールから出るが、このマンホールは人がやつと出られるような小さな穴である。マンホールから出て走つて管制塔に行く。その際、警察官らに阻止されたら、火炎びんや鉄パイプなどで攻撃して突破して管制塔に行く。管制室は一六階にあるが全員でエレベーターで上る。」などと説明した。これを聞いた右とは、直ちに犯行計画を了承したうえ、その場にいた他の全員と共同して右犯行を実行すべく決意し、一方、すでに共謀の成立していたG所属の被告人らも右犯行を実行すべく決意し、一方、すでに共謀の成立していたG所属の被告人らも右犯行を関に賛同して、これに加担することを重ねて決意し、ここに本件一連の犯行を約二〇名が共同して実行する旨の謀議が成立した。そして、MおよびN所属の七名は前記三グループのいずれかに編入された。

四 被告人を含む約二〇名全員は、右謀議に基づき、同日午後一一時三〇分ころ、前記c方を出発し、同県成田市d字ef番地付近に設置されている下水溝の突起口まで徒歩で行き、そこから順次下水溝内に潜入し始めたところ、後部にいた約五名がいまだ潜入しないうちに、折りから空港警備に当つていた機動隊員に発見されて逮捕され、あるいは逃走したため、結局、被告人を含むBら約一五名が火炎びん約二〇本、鉄パイプ約一五本、パール二本、ハンマ—二本、ガスカツター一式を持ち込んで潜入したに止まつた。

五 以上のようにして、被告人ら約十五名は、下水溝で一夜を明すことになつたが、共犯者らの一部が機動隊に発見されて下水溝に潜入することができなかったが、予め用意した火炎びんや鉄パイプの一部を搬入することができなかったとと、予想されたので、当初計画した本件犯行の実行方法につき、若干の変更を余めるできれ、その点で多少の不安があつたけれども、変した者は一人もいなので、当初計画した本件犯行の実行方法に一人もいなの中で主義を集め、計画通り実行する。」には、さらに機動隊が待機している。みならず、本件犯行の実行指揮者である日は、さらに機動隊が待機している。」には、さらに機動隊が待機している。よこで、安全戦に履き替えて身支度を整えたで、日の指示に付いる。とといる。そこで、安全戦に履き替えて身支度を整えたで、出いる。そこで、安全戦に履き替えて身支度を整えたで、出いるに下水溝には近に、本件犯行を実行するが、カーの人を先頭に関めている。そこで、安全戦に履き替えて身支度を整えたが、出にしたいる。とともに、本件犯行を実行するが、カーの人を先頭に関めている、では近には、大きにといる、である後に火炎びん、鉄パイプ、バール、ハンマー等の凶器を取り出たといる、予想に反し、付近には制服警察官約出し、管理棟玄関から侵入して本件各犯行にといた。

以上の認定事実によれば、本件各犯行は、周到綿密に計画された事前の共謀に基 づいて敢行されたものであり、本件犯行に至る過程において逮捕者が出るなど、予 期せざる事態が発生したため、当初樹立した計画に若干の変更を余儀なくされたけれども、本件犯行の実行指揮に当つたBは勿論のこと、被告人も右計画を断念したるいはこれを放棄したことはなく、むしろ被告人は、Bらに本件計画を打ち明られた際、それが果して実現できるか否か危惧の念を抱いたものの、仮に実現でなくとも、本件犯行に加わることはそれなりに意義があるものと考え、未必的になるこれを認容していたものであつて、現に本件では被告人らの意図した目的が達立されているのであり、そして、それがたとえ侵入経路が警備の不十分な箇所と一されているのであり、そして、それがたとえ侵入経路が警備の不十分な箇所と一とれていう偶然の事情に助けられたものであつたにしても、被告人が他の共犯者らとともに管制塔へ侵入することなど、およそ不可能であると認識していたとまで到底認め難いところである。してみれば、この点に関し、原判決には事実の誤認がなく、論旨は理由がない。

弁護人らの控訴趣意第二点の二(事実誤認ないし法令の解釈、適用の誤りの主 張)について

以上の見解に立つて、原判示第四の一、二の各事実について検討すると、関係各証拠によれば、次の事実を認めることができ、これに反する原審および当審における被告人の供述は、他の関係各証拠に照らし、にわかに措信することができない。 すなわち、

一 J空港公団は、新空港の設置につき、運輸大臣の認可を受けて、昭和四六年四月その第一期工事に着手し、昭和四七年三月には管制塔その他の施設を、昭和四八年にはA滑走路、誘導路、航空保安施設等をそれぞれ完成させて、右施設である新空港につき、同大臣の完成検査を受けたところ、昭和五二年一一月二六日付で同大臣から飛行場として合格の判定が下されたため、その供用開始期日を翌五三年三月三〇日と定めて届け出た。その結果、運輸大臣は、昭和五二年一一月二八日、運輸省告示第六〇八号をもつて、新空港の設置者、名称、設備の概要ならびに供用開始期日を昭和五三年三月三〇日とする旨定めて告示し、その旨を国の内外に宣言した。

二 運輸省は、昭和五二年一二月一九日付同省令第三八号をもつて空港事務所等

四 新東京空港事務所では、東京飛行情報区を北緯三七度線で南北に二分し、北半分を北大平洋地区(NP)、南半分を中西部大平洋地区(CWP)と称し、それぞれの区域内を航行する航空機との通信を行なうため、管理棟六階にある航空管制通信室にNP卓およびCWP卓を設け、管理棟一四階にある筑波中継所向けマイクロ波中継装置を使用し、右各卓に配置された航空管制通信官をして前記国際対空通信業務を行なわせていたが、時々刻々変化する気象条件に応じ最も効率のよい周波を即座に選び出して交信できるようNP卓には五周波の、CWP卓には六周波の短波を割当て、また、管理棟一六階の管制室において、同事務所管制部所属の航空管制官による飛行場管制業務が行なわれていた。

五本件犯行当日の昭和五三年三月二六日午後一時から、新東京空港事務所所属の航空管制通信官PはNP卓で、同QはCWP卓でそれぞれ右国際対空通信業でままで、同QはCWP卓でそれぞれ右国際対空通信業でするではよびパラボラアンテナー式が破壊でするが、同日午後一時二三分ころから東京飛行情報区内を航行する航空機との通信をのよるには出力がわずかーキロワットで、マイクロ波送受信装置をずるである。これは出力がわずかーキロワットで、との五分の一に過ぎ替えてででで、のよびに使用する民無線通信所の装置に比し、その五分の一に切らをずるとのでは終しているには約七秒を要するなど、すべての点で性能が劣つているほか、ダイヤルをいきない連絡も専用無線電話を使用してすることができなくなったため、ダイヤルでの連絡も専用無線電話を使用してすることができなくなったため、ダイヤルでの連絡も専用無線電話を使用してすることができなくなったため、ダイヤルでの連絡も専用を余儀なくされた。一方、本件犯行当日、新東京空港事務所所

属の航空管制官Tら四名は、管理棟一六階の管制室において、飛行場管制卓(ローカルコントロール卓)、地上管制卓(グランドコントロール卓)連絡調整卓および統括卓(監視卓)に着いて飛行場管制業務に従事していたが、同日午後一時三〇分ころ、被告人らの本件犯行により身の危険を感じて管理棟屋上へ脱出することを会儀なくされたうえ、その後管制室へ乱入した被告人らにより同室に備え付けられていた管制機器が破壊されたため、飛行場管制業務を行なうことができなくなつた。なお、本件犯行当時、大平洋上の東京飛行情報区内を約一八機の航空機が飛行していたが、おにほか、新空港周辺では警備活動に従事中の警視庁および千葉県警察本部所属のヘリコプターや取材活動中の報道機関のヘリコプター約四機が飛行していたが、これらの航空機はいずれも前記管制官らによる航空管制を受けることができなくなった。

六 被告人は、昭和五一年一〇月ころから十数回に亘り、新空港建設反対闘争に参加して来た者であるところ、本件犯行の前日、Gの幹部Bから特別任務につくよう指名されたうえ、昭和五三年三月二六日から同年四月二日までの間、新空港を包囲し、これに突入し占拠して、新空港の管制室に備え付けてある機械類を破壊し、三月三〇日の開港を阻止する計画であるから、それを実行して欲しい旨打ち明けられて本件犯行に加わり、しかも新空港では本件犯行の前日まで慣熟飛行が行なわれていたこと、三月三〇日の開港を目前にして、新空港には航空管制官らが配置され、その業務を行なうため設置された管制機械類や通信装置が作動し、現に航行中の航空機との通信業務および飛行場管制業務が行なわれていたことを承知していた。

検察官の控訴趣意および弁護人の控訴趣意第三点(量刑不当の主張)について 控訴趣意中、検察官の所論は、要するに、検察官が懲役一〇年を求刑したのに対 し、被告人を懲役五年に処した原判決の量刑は著しく軽過ぎて不当であるというの であり、弁護人らのそれは、原判決の量刑が重過ぎて不当であるというのである。 そこで、記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せて検討する。

 よつて、刑訴法三九六条により本件各控訴を棄却することとし、主文のとおり判 決する。

(裁判長裁判官 海老原震一 裁判官 杉山英巳 裁判官 新田誠志)